

自動車保険参考純率改定のご案内

損害保険料率算出機構では、会員保険会社に提供している自動車保険の参考純率について、全体で5.7%の水準の引上げを実施しました。

(平成21年6月22日金融庁長官への届出、平成21年7月7日審査終了通知受領)

参考純率は、「契約1台あたりの純保険料(=収入)」が「契約1台あたりの支払保険金(=支出)」と等しくなるように算出されます。このため、この収入と支出が不均衡になると見込まれる場合、参考純率の水準改定が必要となります。

- 自動車保険の参考純率の水準改定は、前回(平成15年6月25日届出)以降、**6年ぶり**となります。
- 今回の水準改定は、平成19年度までの保険実績統計を用いた自動車保険の収支予測に基づいています。自動車保険では、対人賠償保険・搭乗者傷害保険を中心に、保険成績の悪化が続いており、今後の収支の均衡を図るため、全体で**5.7%**の引上げを行いました。

なお、今回の改定の背景となった保険成績の悪化の理由は以下のとおりです。契約者の皆様に自動車保険を安定的にご利用いただくための改定であり、この点につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※収支悪化の理由

【収入の減少】

近年、自動車保険では、①用途・車種別にみると保険料の低いコンパクトカーが増加したこと、②いわゆる無事故割引の割引率が高い契約者が多くなってきていること、また、③保険料の高い若年ドライバーが減少したこと、などの影響によって保険料収入が年々減少する傾向となっています。

【支出の増加】

他方、保険金支払額がここ数年、対人賠償保険・搭乗者傷害保険を中心に増加傾向にあります。これは、交通事故自体は減少傾向にあるものの、少額損害の事案に関する保険金のご請求・お支払いが増加していること、また、保険会社各社において、事故発生時にお支払い可能性のある保険金をすべてご案内のうえ、お支払いするといった対応を充実させたことがその要因とみられます。

- * 引上げ率・引下げ率は用途・車種や契約条件により大きく異なります。そのため、すべての契約が5.7%の引上げとなる訳ではありません。例えば、最も一般的な自家用乗用車(普通・小型)では、20%を超える引上げの場合もあれば、10%近い引下げの場合もあります。
➤詳細は「**自動車保険参考純率説明資料**」をご覧ください。
- * 参考純率は、会員保険会社が自社の保険料を算出する際に参考値として利用することのできるもので、各会員保険会社では、参考純率を基礎としつつ、これを修正しあるいは参考純率を用いずに独自に保険料を算出することができます。
➤詳細は「**参考純率のあらまし**」をご覧ください。